報道機関の皆さんへお知らせ

報道発表資料の配付日時　２月 12 日（木）15 時 00 分

標　　題	インフルエンザ注意報の発令について
日　　時	令和８年（２０２６年）２月１２日（木）　１５時００分
場　　所	
内　　容	別添のとおり
取材に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	
連　絡　先	北海道渡島保健所健康推進課長（北海道渡島総合振興局保健環境部　保健行政室健康推進課長　金澤　由佳理） TEL　0138-47-9543

配布形式　電子■・紙□　　渡島総合振興局　　ＨＰ掲載　有■・無□

インフルエンザ注意報の発令について

令和８年（2026 年）２月１２日（木）１５時００分

北海道渡島保健所
電 話：０１３８－４７－９５４３

北海道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第６週（令和８年２月２日～２月８日）において、北海道渡島保健所管内の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準値である１０人を超えましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、北海道渡島保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

１　定点医療機関あたりの患者報告数（第６週速報値）

区分	渡島保健所	全道	全国
定点あたり患者数	16.00	集計中	集計中

２　対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html）

３　参考

（１）　最近５週間における定点医療機関あたりの患者報告数（単位：人）

	第２週 (1/5～1/11)	第３週 (1/12～1/18)	第４週 (1/19～1/25)	第５週 (1/26～2/1)	第６週 (2/2～2/8)
渡島保健所	1.00	1.50	1.50	3.25	16.00※
全　道	4.34	4.45	5.89	10.33	集計中
全　国	10.55	11.32	16.64	30.03	集計中

※第６週の患者報告数は速報値。

（２）　インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：１定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で１０人以上となった場合
警　報：１定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で３０人以上となった場合
※　注意報・警報発令後は１定点医療機関あたりの受診患者数が１０人以上であれば継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。